

# 全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース2月号 (No.135)

2015年2月26日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

会員のみなさん いかがおすごしですか。

■2月に入って、やっと公定価格の本単価が示されました。1月下旬に、子ども・子育て支援事業の単価も示され、ようやく財政的な内容が明らかになってきました。この本単価をどう見るか、子どもたちの保育環境や職員の処遇を改善させていくためにはどんな改善が必要か、など、公定価格の学習から新制度の課題・問題点をつかむことも求められています。

■新制度の実施を目前に控えて、不安もありますが、そのような中でも、会員園のなかでは、積極的に事業を展開し地域の保育要求に応えようという動きがおこっています。公立保育園の民営化反対の運動にとりくみ、その後の公募に積極的に応じようとしている法人もあれば、小規模保育事業にとりくもうとしている法人もあります。制度の変わり目で先が見えにくい状況はありますが、子どもたちや保護者の願いに応える事業の実施こそが社会福祉法人の役割であることに確信をもち、踏み出そうとする姿勢から、学ぶべきものがあるのではないのでしょうか。新制度はスタートしますが、完璧な制度はありません。実施していく中で、課題や問題点を明らかにしながら、改善を求め続けていくことが重要です。制度の学習や、国・自治体への働きかけを続けながら、したたかに、そして、粘り強く、それぞれの地域の保育・子育ての充実をめざしていきましょう。

## 仲間を増やして学びあい 要求実現をはかろう

～組織部からよびかけます～

保育をサービス業に変えようとする問題点の多い保育新制度ですが、4月から本格実施されます。各地では経営懇会員をはじめ保育関係者が、市町村に対して児童福祉法 24 条 1 項の保育実施責任をよりどころに、認可保育所整備を基本に事業計画を策定させたり、現行の水準を低下させない制度運用をさせるなどの運動が行われています。保育をめぐる地域の実状と住民要求を正確につかみ、議論して学び合い、市町村に働きかける活動が重要になっています。

経営懇では新制度の内容や各種の資料・情報を正しく理解して、各地で要求運動をいっそう前進させるために、役員会や会員の力を借りて仲間を増やす取り組みを強めています。学習会やセミナーの機会に、また各地での繋がりを生かして、新しい仲間を迎えましょう。経営懇の紹介パンフ、経営懇ニュース、学習会やセミナーの案内、アピールなどを活用して進めましょ

う。経営懇に参加して、豊富な資料と正確な情報を得て、かつ全国のすぐれた実践に学び、交流することで、施設経営に大いに役立つことを紹介しましょう。新年度を前にしたこの時期は広げる絶好のチャンスです。

仲間増やしのための材料（パンフなど）は、各地の経営懇組織か事務局に相談してください。

森山幸朗（経営懇事務局長・組織部）



### ●経営懇リーフレット、入会案内・申込書

経営懇の活動を紹介するリーフレットや、入会のご案内・入会申込書を用意しています。必要な方は事務局までご連絡ください。また、リーフレットの内容はホームページにも掲載しています。

経営懇事務局 電話 03-6265-3174/FAX03-6265-3184  
メール [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

# 保育をめぐる情勢

## ●公定価格の本単価公表！

2月5日の子ども・子育て会議にて、公定価格の本単価が示されました(全文は内閣府のHP参照)。

### ◆公定価格の構造と問題点

保育所に入所する2・3号認定の公定価格をもとに現時点での問題点等をおおまかに整理します。

#### <構造>

☆地域区分・定員区分・認定区分(2・3号)・年齢区分(乳児、1・2歳児、3歳児、4歳児以上)・保育必要量区分ごとに、「基本分単価」が決められ、そこに各種加算項目が加えられる。また、土曜日の常態的な閉所と定員超過(20%以上・2年間)の場合は、減算される。

☆処遇改善等加算の加算率は、職員の平均勤続年数に応じて設定されるが、従来の2~12%に加え、賃金改善要件・キャリアパス要件を満たせば、加算率が3%(11年以上は4%)上乘せされる。

#### <問題点>

★現在と新制度施行後の収入を比較するためには、公定価格の構成や国庫補助等の金額等をふまえ、国家公務員給与改定にともなう2014年度分の運営費遡及分等も含めなければならず、単純に比較することが大変難しい。学習が不可欠である。

★短時間認定の公定価格は、現在の運営費の単価より低いため、短時間認定の子どもが増えると、全体での減収は免れない。

★標準時間認定の基本分単価には、現在の延長保育事業補助金の基本分が組み込まれている。今まで延長保育の補助を受けていない園では標準時間認定の子どもがある程度いれば増収の可能性もあるが、補助を受けていた園では減収の可能性もある。

★3号認定(乳児・1~2歳児)の公定価格には、改善は見られず待機児童解消策に、なっていない。

★キャリアパス要件は、今後、人事評価の導入等、職員間の競争をあおる危険性をはらんでいる。

#### <1号認定と2・3号認定との比較からみた問題点>

★「処遇改善加算」と「3歳児配置改善加算」は、新制度で新たに1号認定に設定された。しかし、1号認定で設定されているチーム保育加算や子育て支援活動費加算等は2・3号認定には設定されていない。

★利用時間で比べると、1号認定4~5時間に対し、2号認定は8~11時間と2倍以上だが、公定価格の額はあまり変わらない(短時間認定の場合は1号認定の額より低くなる)。また幼稚園の場合は、長期休業や土曜休みがあり開所日数は約200日だが、保育所は300日(1.5倍)である。

★1号認定の対象時間を超過して利用する場合は、一時預かり事業(幼稚園型)の対象となるので、1号認定の公定価格に加えて、一時預かり事業の補助が入り、2号認定との差はさらに広がる。

### ◆保護者と保育所とのトラブルに!?

保育認定に必要な量の区分を導入したことで、今後保護者とのトラブルが懸念されます。

保育所側としては、短時間認定の子どもが増えれば減収になるので、標準時間認定の子どもが多い方が望ましいといえます。保護者は、標準時間認定を受ければ、11時間まで利用できるとうけとめても不思議はありません。しかし、標準時間認定を受けた子ども全てを11時間保育できるような公定価格の設定にはなっていません。

実際の保育時間をどうするのか、保護者との丁寧なやりとりを重ね合意づくりをしなければ、トラブルに発展しかねません。また、職員にもこの矛盾を伝え、根本的な問題を理解して保護者と対応するように意思統一していくことが必要です。

### ◆新制度の改善にむけて公定価格を学ぼう

4月から新制度がスタートしますが、少しでも子どもや保護者、職員にとっていい制度になるように改善を求め続けていくことが必要です。そのためにも、公定価格の学習は欠かせません。6月の総会時にも学習会を予定していますのでご参加ください。

# ●厚労省の待機児童の定義 ～深刻化する待機児童の実態を 把握できるのか！？

## ◆保育所に入りたい！

今年の4月から保育制度が大きく変わり新制度が始まりますが、保護者への周知は徹底されているとは言いきなく状況です。そのような中で、待機児童問題は、深刻さを増しています。東京都杉並区では、今年も約1600名が認可保育所に入れないことが判明し、2月2日に保育所を増やしてほしいという思いを保護者が訴えたりくみが行なわれました。



## ◆待機児童の定義

待機児童問題が深刻さを増す一方、厚労省は、自治体に待機児童数の調査を依頼する通知の中で、待機児童の定義をこれまで以上に広げて定義しようとしています(別紙資料参照～[厚生労働省通知\(2015.1.14\) 保育所等利用待機児童の定義](#))。

この通知の定義によれば、

- ・保護者が求職活動中でも、調査日時点で求職活動を停止している場合は待機児童に含めない
- ・保護者が育休中は待機児童に含めない
- ・待機に含めない施設を拡大→認可をめざす施設・幼稚園の長時間預かり・幼稚園の一時預かりも含める
  - ・他に利用可能な施設があるのに保護者の「私的な理由」で待機している場合は待機児童に含めない、とされています。

しかし、そもそも新制度は、多様な施設・事業か

ら保護者が自由に選択できるようにすることをうたい文句にしてきました。いざ保護者が選択しようとしたら、「私的な理由」だから待機児童としてカウントしない、というのでは理屈が通りません。

また、このように待機児童の定義を拡大し、待機児童数を少なめにみつもってしまうと、正確な需要をつかむことができず事業計画にも反映することができず、結果的に、待機児童問題の根本的な解決にはならないといえます。

このような状況の中で、認可保育園として、保育園に入っていない地域の子どもたち・保護者の願いをどう受けとめ、何ができるのか考えていく必要があるのではないのでしょうか。

## ●社会福祉法人「改革」 報告書をとまとめ～厚労省・ 社会保障審議会福祉部会

2月12日に開催された第14回社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法人「改革」についての報告書案が取りまとめられました(詳細は同封の報告書参照)。

報告書によれば、介護保険法の施行等により福祉が措置から契約へと転換する中で、多様な事業主体が参入し社会福祉法人の位置づけが変化してきたので「改革」が必要、としています。その内容は、企業とのイコルフットィング・これまで以上の公益性・非営利性を確保すべき・地域社会に貢献すべき等です。

具体的には、社会福祉法人への「地域公益活動」の義務付けが大きな柱になっています。貧困対策や孤立した高齢者やひきこもり者の支援等、本来は公的に行うべき事業を、公費は一切投入せず、社会福祉法人の抛出や人材提供で賄うように、義務付けようとしているのです。この間、マスコミを中心に、内部留保問題等一部の社会福祉法人の不正が横行しているかのようなバッシングがされてきました。こうした報道による世論の風潮を追い風に、内部留

保をはきだし公益活動をすべきだ、というような方向で、報告書がまとめられています。

確かに公共的な役割をもつ社会福祉法人の運営は透明性が確保されるべきですし、一部とはいえ不正があれば改善は必要です。しかし、現場に十分な説明もなく、拙速に「改革」を行うことは問題です。地域公益活動として想定する事業も、必要があるのですから、公費を投入し行うべきでしょう。

まず、国がまとめた報告案をもとに、国のねらいをつかむとともに、それぞれの法人の理念や歴史をふまえて、あらためて社会福祉のありかたを考えあっていくことも必要です。

今後の国会での法案審議の予定や動きについては、随時お伝えします。また、6月の経営懇総会時の学習会でも、この問題を取り上げる予定です。

## 各地のとくみ

### ●社会福祉法人「改革」のねらいは福祉の市場化！～高齢・障害・保育分野共同で、国会議員要請と記者会見を実施



2月13日に、参議院議員会館において、権利としての福祉を守る 2.13 福祉関係団体共同行動を行いました。立命館大学教授の石倉康次氏を講師に招き学習をし、その後議員要請、記者会見を行いました。障害者団体や高齢分野の法人関係者、福祉保育労働組合、社会福祉施設同友会（大阪）など、約200名の参加がありました。

石倉先生の基調講演とあわせて、各分野からの発

言を通して、社会福祉法人「改革」の問題点が指摘されました。

福祉同友会の堤さんは、「地域公益活動は重要だが、社会福祉は憲法にもとづく権利であるという視点はずしてはいけない。制度にないとりくみを形にして、継続可能な公的制度に発展させていくことが私たちの使命であり、法律でしぼり、公費の投入をしない地域公益活動を義務化していくことには断固反対。権利としての社会福祉の後退につながる」と表明しました。

保育分野からは、経営懇の石川会長が、保育分野の現状と課題をふ



まえ、「拙速な社会福祉法人「改革」には反対、保育士不足など深刻な現状を打開できるよう国・自治体の公的責任を求めていこう」と発言しました。

集会後、厚生労働委員と内閣委員の議員130名をまわり、緊急要望書を手渡し要請を行ないました（緊急要望書は同封資料参照）。



←要請行動の  
組分けを相談中

国会議員への要請行動と並行し、厚労省記者クラブにて記者会見を行ないました。経営懇の他、福祉同友会・21世紀老人福祉の向上をめざす施設連絡会・障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会・きょうされん・福祉保育労働組合の代表が、それぞれの団体の意見や見解を報道関係者に伝えました。

経営懇では、役員会で現時点での見解を確認し発



表しました（同封資料参照）。

←記者会見で発言  
（経営懇役員松川さん）

# 労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

**Q. 労働契約法がまた改正されると聞きましたが、どのような内容ですか。**

**A. 高度専門労働者や高齢者に無期転換の特例が設けられます。**

今月も4月から労働契約法に特例が設けられるので、それについてお話させていただきます。

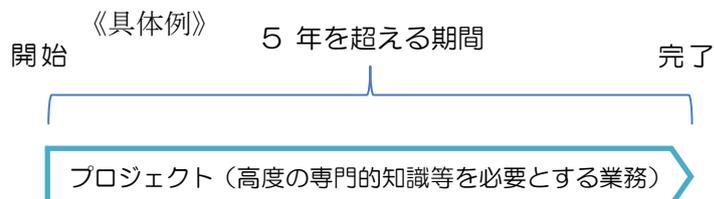
平成25年4月に労働契約法が改正され、同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合には、その労働者からの申し出があったときには、期間の定めのない労働契約に転換できる仕組みが規定されました。この無期転換に特例を設ける「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特措法）が公布され、平成27年4月から施行されることになりました。その内容は次のようなものです。

## 1. 特例の対象者

- (1) 高度専門労働者：「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度な専門的知識、技術または経験等を有する有期雇用労働者（その賃金が厚生労働省令で定める額以上である者に限る。）
- (2) 定年（60歳以上の者に限る。）後に引き続き有期契約で継続雇用される高齢者

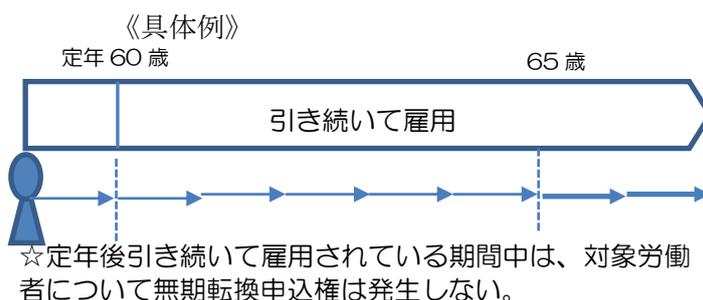
## 2. 特例の効果

- ① (1)の者は、一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限10年）は、無期転換申込権が発生しないこととされます。



☆プロジェクト期間中は、対象労働者について無期転換申込権は発生しない。ただし、10年を上限とする。

- ② (2)の者は、定年後引き続き雇用されている期間は、通算契約期間に算入しないこととされます。



60歳前から有期契約で契約している場合は、この特例の対象にはなりません。

## 3. 特例を適用するための手続き

高度専門労働者または定年後も引き続き雇用される者の特例を適用するためには、厚生労働大臣が策定する基本指針に基づいて事業主は計画書を作成し、厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。

具体的な計画書の内容等は、今後、厚生労働省令によって定められることになっていますが、定年後に引き続き有期契約で継続雇用される高齢者については、その労働者の配置、職務等に関する配慮などを計画書に記載することになる見込みです。

すべての園でこの特例が必要とは言えませんが、60歳で定年を設けて65歳以降も継続して雇用する可能性のある園では、定年後に引き続き有期契約で継続雇用される高齢者に対する計画書の提出が必要になるでしょう。

## ☆高額療養費制度が1月から変わりました！！☆

高額療養費の自己負担限度額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成27年1月診療分より、70歳未満の所得区分が3区分から5区分に細分化されます。(70歳以上75歳未満の方の変更はありません。)

### 改正点

1. 対象が70歳未満の高額療養費制度の自己負担額
2. 標準報酬53万円以上の方は負担が増える。
3. 標準報酬26万円以下の方は負担が減る。

### 平成27年1月診療分から

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53万~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ(低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

①、②、④が新たに新設されました。

## 第17回夏季セミナー・シンポジウム 乳幼児期の子どもたちに保障すべき 保育・教育とは

### 第4回

2014年9月7~8日に埼玉県さいたま市に開催した第17回夏季セミナーのシンポジウムの要旨をご紹介します。第4回は、現場からの報告です。

(要約・文責：事務局)。

大宮：

前半の報告をうけて、後半は、保育園と小学校の現場の実践をご報告いただきます。

政府が言っている教育は、とても狭い。例えば、友だち思いの子どもを育てるとは、書いていません。でも、人間として育てると考えれば、それはとても大事で、友だちと一緒に何かをやれない子は学べな

いと、私は思っています。国は、テストの点が学力とと思っているのかもしれませんが、実際は違いますよね。そういう意味で、私たちがやってきた保育・教育とはどんなものか、ということを含んで考える材料を提供していただけたらと思います。

## 【報告・乳幼児期の保育とは 一保育課程の見直しを通して】

大阪・(福)あおば福祉会・瀬川保育園 寛 加代  
瀬川保育園は大阪府箕面市に位置する、定員160名の保育園です。箕面市の公立保育所の民営化委託を受けて、今年8年目になります。箕面の山の麓にあり、緑が多く、自然が豊かで散歩に行ける公園も多く、幼稚園、小中学校、公民館、消防署など、公共施設に恵まれた環境です。

## ◆保育指針の学習から保育課程づくりへ

瀬川保育園では保育指針の改定に伴い、園内で学習会をしました。『保育指針改訂と保育実践』をもとに、職員みんなで保育指針を少しずつ読み解いていきました。改訂のポイントとしては保育の質を高めることと、保護者を支援するということが大きな二つの柱だということがわかりました。そして、そのためには指導計画だけではなく、職員全体が自分の保育園の保育方針や目標について共通の認識を持つために、自分たちの保育課程の作成が必要であり、その作成に取り組むことになりました。それまでの保育園の中には、大まかなガイドラインのようなものはありましたが、このような細やかな保育課程というものは初めてでした。そこで、大阪大谷大学の長瀬美子先生に協力をお願いして、ともに取り組んでいただきました。

実際にできると、今までの自分たちの保育にしっかりとした意味づけをすることができ、また、今まであまり意識していなかった保育の環境を意識的に作り出すことにつながったといえると思います。

そして、その保育課程を基に各年齢毎の年間指導計画を見直し、新たに年間教育プログラムを作成することになりました。年間教育プログラムとは、年間指導計画で示した目標やねらい、子どもの姿を達成するために、具体的にどのような活動を行うのか、ということを書いたものです。この年間教育プログラムをたてることで、具体的な子どもの遊びや活動を一年間を通して育てたい子どもの姿に照らし合わせながら計画していきました。もちろん、目の前の子どもの姿に合わせて変更することもあります。このほかに、支援児などの個別支援計画や乳児クラス、



0歳から2歳の乳児クラスの個人記録なども作成しています。

2015年度から実施される新制度の中で、保育が教育から切り離されようとしています。幼稚園だけが教育というくくりになっていますが、ここで、教育とはいったい何なのか、乳幼児期に育てておかなければならないものは何なのかについて、改めて考える機会となりました。

## ◆保育実践で大切にしていること～保育の見直しを通して

乳幼児期に育てたいものは、基本的な生活習慣をはじめ、「やってみたい」「知りたい」意欲や好奇心、探究心を育む時期だと思っています。そのために瀬川保育園では、開園2年目に自然の中でいろいろな植物や生き物と出会い、「やってみたい」「知りたい」などの意欲や好奇心、探究心を育てたいという思いから、ビオトープという環境をつくりました。専門家の力を借りながら、地域との繋がりを大切にして、職員だけではなく、子どもや保護者、地域の方々と一緒にビオトープを作りました。

子どもたちが育つ環境としてビオトープを整備したあとで、保育の中に教材として位置づけていきました。今では毎年、みんなで作った池にカエルが卵を産みにやってきて、たくさんの卵からオタマジャクシが出てくる姿を見たり、ヤゴが田んぼに泳ぎ、今年は今まで見たこともないような真っ赤な赤とんぼが園庭を飛んでいます。それ以外にも、たくさんの果物の木もあり、四季折々にいろいろな果物が収穫できています。

そして、さまざまなビオトープでの実践も、日々繰り返されています。たとえば、ビオトープで見つけたカマキリの卵をどこで羽化させるかと、子どもたちといろいろと試みました。最初は池の近くの木の枝に結びつけたら、なんと目の前でカラスに食べられてしまいました。冬で葉っぱが落ちた枝に結びつけたので、カラスからよく見えたのでしょう。子どもたちと、「カラスに見つからへんところはどこやろー」と再度相談して、レンギョウのトンネルに

結びつけることになりました。子どもたちは心配で、毎日のようにビオトープ内をパトロールしていました。そして、5月の連休明けに無事、カマキリの赤ちゃんが生まれました。また、なかなか姿を見せてくれなかった池のドジョウを見つけた子どもたち。すごく感動して、絵に描いたり、粘土で作ったりしました。この取り組みは後に、ドジョウカルタを作る遊びにまで発展しました。これらに限らず、ビオトープでは数々の発見や学びがあり、そのことにまつわるエピソードや実践が多くあります。

私たちは、子どもが自ら好奇心や探究心をもち、はじめて見る自然体験をなかまとともに共有する喜びを味わう場としてビオトープという環境をつくり、教育という視点で実践しています。

ビオトープ内に田んぼがあります。また、園内のプランターだけではなく、地域の畑や田んぼを借りて、野菜やお米の栽培も行っています。もちろんそれらは、私たち職員だけの力だけでは取り組むことはできません。地域の方々の助けが大きな支えとなっています。そして、秋の収穫祭には、お世話になったすべての地域の方々をお招きして、園庭で収穫したお米でおにぎりを作ったり、収穫した野菜で豚汁づくり、焼きいもパーティーなどで収穫を喜ぶ日としています。

瀬川保育園の子どもは「よく食べるねー」と、よくいわれます。食べる意欲は生きる基礎であり、すべての意欲に繋がるといわれています。0歳児クラスの懇談では、0歳児が離乳食を食べるときに、目の前のものに手を伸ばして口にもっていこうとする意欲を、写真等も使って伝えています。保護者の方には、「食べこぼして、床を汚くして大変ですが、スプーンで口に運ばれてくるのを待っているだけではなく、いっぱい手づかみもさせてあげてくださいね。



その意欲が、どんなことにも意欲的に取り組める子どもも育つことに、つながっているんですよ」と、お話しています。

そして、運動会などを通し

て、その年齢の少し背伸びした課題に挑戦することを大切にしています。運動会では、登り棒や竹馬、走りなわとびなどにも取り組んでいます。「少し難しそうだな」「でも、やってみたらできた」「がんばって毎日取り組んだからできた」そこに達成感が生まれ、自分はできるんだ、という自己肯定感が生まれます。そして、そこには自分だけの力ではなく「○○ちゃんが、応援してくれた」「先生が、毎日毎日見守ってくれた」という自分以外の他者の存在を感じる経験があります。

3歳、4歳、5歳の取り組みを乳児クラスから見ているので、「4歳になったら、ぼくもあんなことできる」「5歳になったら、竹馬やりたい」というあこがれの思いが育って、自然とその年齢の最後の方になったらもう、すでに自分で竹馬に乗りたがったり、登り棒をしたがったりという姿があります。

リズム運動においては、体の力が育つから脳の働きによいというだけではなく、リズム運動でリズムカルに体を動かすこと自体が脳の働きにとってとてもよいということが、研究者の研究の結果でわかっています。リズムカルに体を動かすことで、セロトニン神経の働きをよくしていくことによって、行動上の問題や発達のアンバランスが改善されていくといわれています。

また、年齢別を基本としながら、年間を通して異年齢の保育も実践しています。公立から民営化委託を受けた開園当初は、5歳児の子どもに、「○○ちゃんに、これ渡してきて」というと、「そんな子、知らん」という姿がありました。一見、一緒に遊んでいても、ただいるだけではだめなんだということがわかりました。そこで、子どもたちの人間関係をよりいねいに作っていくために、3歳、4歳、5歳、一人ずつでつくる3人の兄弟グループの実践を始めました。兄弟グループ・異年齢保育といっても、3歳児にとってお世話されるだけの、また5歳児は自分より小さい子の面倒をみるだけの異年齢保育の実践になってしまわないよう、毎年、議論を重ねています。

異年齢保育は、本当に奥が深く、難しい課題がいっぱいあります。年齢ごとの発達や年齢ごとの中で育つものを、どう保障するのか、毎年時間を使って議論しながら手探りで続けています。このような取り組みを通して、人と関わる力を育てていきたい、と願っているからです。

#### ◆保護者にむけて、地域にむけて

保護者支援に関しては、最近本当に「子育てがしんどい」と感じる保護者が、すごく多くなっています。二人、三人産んでも、一緒には面倒をみられない、保育園にいるから子育てができていう保護者が多くみられます。お盆など、家庭保育の協力をお願いせざるを得ない場合に、育児休暇中の方をお願いしても、「そんな無理です。二人もいっぺんに見れません。休むんだったら、下の子をどこかに預けないとだめです」と言われるような方もおられます。どういうふうに子育て支援をしたらいいかな、と頭を抱えているのが現状です。まずは、子どもの成長をともに喜び、それが子育ての喜びへとつながるようにと考えています。毎日の送迎時の伝え合いはもちろんのこと、おたよりやホームページ、年3回のクラス懇談、職員と一緒にの学習会、また必要であれば個別の育児相談などを通して、ともに子ども理解を高めたり、この時期の子どもたちにとって何を育てることが大切なのかということ伝えていくようにしています。

また、地域に向けても、園庭解放などを通して地域の保護者を対象に、子育ての楽しさ、そして子ども理解を深めていくためのふれあい遊び、そしてお話し会、食事会、育児相談などを行っています。

保育園で大切にしていることを、いろいろお話しさせていただきましたが、幼児期から学童期への移行は、子どもにとってとても大きな節目であると思います。箕面市では、保育園や幼稚園の子どもたちが、就学を楽しみや喜びにしていけるように、小学校のプール体験や小学校見学、職員同士の公開授業など、さまざまな幼保小連携の取り組みを行っています。そして、同じ校区にあがっていく幼稚園、保

育園の子どもたちが、月に1回、あるいは2か月に1回、集まって一緒に遊ぶという「幼保交流」も行っていきます。

#### ◆乳幼児期の保育・教育を自分たちの言葉で語ろう

小学校入学までに、一人一人の子どもに育てておきたい力は、すぐには目には見えないものです。長瀬美子先生は「読み書きや算数を前倒しして教えることは簡単なことかもしれません。でもそれは、賞味期限1年のお話です」と、おっしゃっていました。本当にそのとおりでと思います。

就学に向けて、乳幼児期に大切なことは、子どもたちがワクワク・ドキドキするような探究心、「何でもやってみたい」という意欲、そして、やってみたら「できた」という経験を1回でも多く積み上げて、自己肯定感が育つこと。そして、けんかしながらも他者の思いを知り、お友だちと一緒に何かすることは楽しいと感じることができる、そんな人との関わりを育てること。大宮先生も著書の中で「けっして小学校の準備期ではない。乳幼児期は、それ自体が重要な意味を持つ、人生の最初の段階です」と書いておられました。本当にそのとおりでと思います。

新制度の認定こども園では、短時間で帰っていく子ども、春・夏・冬と長期休みがある子どもたちと同じ場所での活動をどうしていくのか、保育時間が違う子ども同士をどうつなげていくのか。また、保護者の様子が全然違い、多様なニーズをもった保護者の子どもが通う。その中で、子どもにとって大切なことをどう保障できるのか。認定こども園での問題は山積みです。

教育とは教科学習だけではなく、生活や遊びの中に介在するものだと思っています。保育園は、けっしてけがをさせずに預かっているだけの場所ではありません。養護、および教育を一体的に行っているところでは、0歳児から5歳児まで、1日を通して、そして1年を通して細やかな指導計画のもとに保育が行われています。

今、保育園に求められるものは、すごく多いと思います。そして、それを担うことも、重くなってい

ると思います。こういうときだからこそ、私たちがこの時期の教育とは何なのか、保育園でこういう教育を行っているということを、きちっと伝えることが求められていると思います。自分の言葉で語ることができなければ、保護者に伝えることはできないと思っています。この時期だからこそ、職員、そして保護者、そして保育園同士が手をつなぎながら、子どもたちにとっての最善の幸福を追求していきたいと思っています。

## 【報告・子どもたちは今 —小学校での子どもたちの姿から】

埼玉・小学校教諭 内田典子

私は埼玉県上尾市で小学校の教員をしていて、今、2年生を担当しています。クラスの状況を話しながら、幼児期にはどんな力をつければよいのか、という話までできればと思っています。

### ◆「ムリ！」の気持ちをのりこえたSくん

最近の傾向として、すぐに「これ、ムリ〜」「あたし、ムリムリ」と言う子どもがけっこういます。コマ回しの取り組みをしているときに、コマ回しが苦手なS君は、「ムリムリ」と最初から言っていました。みんなやっているんですけど、「ムリだから、いい」と、見ていました。だんだん他の子たちが回せるようになってきて、「どんなふうにしたら、できるの？」と、子ども同士の関わりが始まっていきました。回せるようになると、まわりで「できた！」と、大きな拍手がおこります。友だちができたことが自分の喜びになった瞬間だな、ととらえました。1〜2ヶ月がたって、できる人数も増えてくると、回せない子が残っていき、その中にSくんもいました。あと



何人となったときに、できる子どもたちは、なんとかクラス全員、みんなが回せるようになりと、思うんですよね。それで休み時間とかに、回

せない子どもたちのところに行って、「どうして回らないんだろう？」「紐の巻き方かな？」とか、「もうちょっと腰をおとしてみて」とか、いろいろ話しながらやっていました。最後、Sくんだけになって、自分だけかな…ちょっと俺もやってみようかな…という雰囲気になったときに、周りの子たちがその変化を見逃さず、ここぞとばかり、「やってみ」「こうだよ」と、関わりをもって行って教えてくれました。そしてついに、回せたんです。生まれてはじめてコマ回しができたわけですから、Sくんの喜びようはすごくて、ムリムリと言っていた自分ができるようになったことをとても喜んでいました。「俺、一回り大きくなったよ」みたいな顔をしていたのを覚えています。ムリムリと言っていたSくんが、周りの友だちの変化も見ながら、だんだん自分も挑戦してみようかな、と思えたそのことがすてきだったなと思っています。

### ◆勉強・なかま・意欲につながったKくん

給食のときに、1年間全然牛乳が飲めなくて、2年生になっても飲めなかったKくん。Kくんが、2年生の1学期の算数の勉強で、容積を勉強したときのことです。ミリリットルの勉強をしたときに、「ほら、ここに勉強したミリリットルがあるよ」と、給食に出る牛乳パックのmlの記号の話をしました。「みんなは200ml飲んでるね、Kくんはまだけど、もう少しがんばれば飲めるかもしれないね」と、算数の時間にもそんな話をしながら、200mlを印象づけるようにしていきました。

もしかしたら私がそう言ったことをKくんが気にしていたかもしれません。でも、Kくんが「飲みたい」と思った時期と、算数で勉強した時期が、ぴったり合ったんだと思うのですが、すごく暑い日に牛乳を全部飲んだんですね。私はそれを知らなくて、同じ班の男の子が「先生、Kくんが飲んだよ！」と教えてくれました。みんなも、「すごいね」と言って、思わず拍手がおこりました。Kくんは、恥ずかしそうにニヤニヤしていましたが、飲んだことが自信にもつながり、それ以降、一度も牛乳は残してい

ません。全部飲んでいきます。がんばってみようかな、と思ったときや、なかまの応援があったとき、子どもはすごい力を発揮するもんだな、と思っています。

#### ◆読み書きのこと、からだのこと

文字の読み書きについては、読むのは生活の中で自然と身に付いた程度で大丈夫かなと思います。例えば、「あっちゃんの、あだ」だとか、「あつしの、つだ」というのがわかる程度で大丈夫じゃないかなと思います。書くことも、ぐるぐるぐるっと、いろいろな線を描いたりしながら、鉛筆の持ち方や箸の持ち方などがしっかりするなかで、ひらがなを書いていくということが重要かなと思います。

1年生を担当していて面白かったのが、書き方です。字を書くときに「とめる」「はねる」「はらう」というのがあります。「とめる」は、走っていて止まるという動作として、なんとなくわかります。「はねる」も、ぴょんぴょんという体の感じでわかるんですけど、いちばん難しいのが、「はらう」です。「はらう」って、どう言ったらいいのかなって、一生懸命黒板に書いたり話したりしたんですけど、子どもたちの中から、「すべり台を、すーってすべるみたいなのが、はらうだよ」と言葉がでてきました。そういうやり取りの中での学びが大事かな、と思いました。

ここ3年くらい、体の変化を感じることはありません。以前担任した1~2年生と比べて、昇降口にぺたんと腰をおろして上履きや靴をはきかえる子どもがとてもめだつ気がします。これは、他の先生も目立つと言っています。バランス感覚や、足腰の筋力低下の影響かなと考えています。また、お掃除の時間にぞうきんがけをしますが、お尻をあげるときに、すぐ膝をついてしまう子が目立ちます。これもバランスとか、足腰に関係があるのかなと思います。話していくと、きりがなくらいあるような状況です。

#### ◆幼児期に大事にしたいこと

そんな中で、幼児期のときに大事にすることってなんだろうと考えたときに、小学校に入るとわからないこと・困ったこともあるので、上手に話ができ

なくても、「こんなことで困っているんだよ」と、少しでも自分の言葉で話ができることが大事かなと思います。

また、体をいっぱい動かして、遊んで、その中で学ぶことがとても大事だと思います。人との関わり、バランス感覚、五感を育てる、足腰の感覚・力など、様々あると思いますけれど、体を動かす中で学んでいくことが大事かなと思います。それから、質の高い文化に触れることも大事だと思っています。

私は、学校生活やクラスの活動のなかで、できる限りありのままの自分、素の自分がだせるということ大事にしたいと思っています。いろいろな人と遊んだり関わってきたりしてきた子は、いい子の自分だけでなく、失敗したり、ふざけてしまったりした自分をだせるんです。そういうふうには、みんなの中で自分を出していくことが大事ですし、自己肯定感も育っていくんだろうな、と思っています。そうすると、自分以外の友だちも認められる、いいところを認められる心や、体そのものが育っていくのではないかな、と思っています。

#### 大宮：

文科省の資料などを見ると「聞く、待つ、座る態度」を習得させて小学校に入れるのが連携接続です、みたいな書き方がされています。一年生に入る時点で、できあがっているような接続ではなく、今の先生のお話にあったような素の自分を出せる関係の中で子ども自身が育っていく、というような観点からの接続・つながりのほうがいいなと思って聞きました。

保育園と小学校での実践の話をうけて、学童保育での子どもたちの状況や、小学校との連携のとりくみ等を、参加者のみなさんからお話しいただきます。

(次号に続く)

## 当面の課題

### ●自治体の動き・考えをつかみ、継続的な働きかけを

#### \* 国の自治体むけ説明会（3／10）、その後の自治体の動きや、説明会等に着目を

国の自治体向け説明会が3月10日に予定されています。それを受けて、各自治体がどう動きをつくるのか・どう説明するのか、きちんと把握し、わからないことは国や県にも確認しましょう。

#### \* 自治体単独補助の動向に着目、確認・要請を

公定価格本単価の公表をうけて、自治体の単独補助がどうなるかで、現行の保育水準が維持できるかどうか、大きく左右されます。

#### \* 保育所の施設整備について

安心こども基金はなくなり、新たに交付金の新設されますが、自治体が整備計画を作らなければ公布されません。事業計画にも目を配りつつ、整備計画の策定を求めましょう。

#### \* 関係者との共同のとりくみを！

幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、なるべく多くの園や法人、園長会等で一致できる点から自治体と懇談しましょう。

### ●保護者とともに新制度へのとくみを

保育時間の認定区分では、制度の不十分な内容や保育所の職員体制の現状等を保護者と一緒に学び、理解し合わないと、保育所と保護者が対立関係になりかねません。新入園の保護者も含め、自治体に向けた運動も一緒にやってくれるように、いろいろな機会を使って保護者に新制度の内容を伝えたり、一緒に学習しましょう。

### ●公定価格の学習を！

今後の園運営に大きく関わる公定価格、繰り返して学習し、法人の理事会や職員会議にも伝えられるようにしましょう。

当面の予定：

3月4日（保育研究所フォーラムⅣ）

4月16日（北海道経営懇）

6月7～8日（経営懇総会の学習会）

### ★法人運営アンケート 用紙はメールで送信可！

締切りは2月末ですが、まだ間に合いますので、出されていない法人の方は、ぜひご協力ください。用紙がない場合、メールかFAXでお送りします。

### ●合研うまれの経営懇の合研コーナー● みんなで広げよう合研の輪

第47回全国保育団体合同研究集会（合研集会）は、8月1～3日に東京で開催されます。開催地・東京では実行委員会を作り準備中！経営懇会員園の園長先生や理事・職員のみなさんも奮闘中です。

●分科会提案レポート  
大募集中！  
実践を振り返り、課題や悩みを分科会で議論することは、**職員**の力量向上にもつながります。同封の合研分科会の提案申込書で、ご連絡ください。

●記念講演は映画監督の**高畑勲氏に決定！**  
最新作は、『かくや姫の物語』。  
九条の会等、各地で憲法や平和に関する講演活動も行なっています。

#### <同封の資料～ご確認ください>

- ①厚労省社保審福祉部会まとめ～社会福祉法人改革についての報告書案（2月12日）
- ②社会福祉法人「改革」にたいする経営懇の見解
- ③資料～厚労省の待機児童定義、社会福祉法人改革に関する緊急要望書、など
- ④合研集会のご案内（分科会提案レポートの申込み用紙）